

一宮市立丹陽中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月4日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校では、「心身ともに健やかで、思いやりがあり、たくましく生きる人間を育てる」を教育目標としており、自分や人の命を大切にする生徒の育成を目ざしている。

そこで、読書活動や福祉実践教室など様々な活動を行ったり、人権教育や道徳の時間の充実を図ったりする中で、教育目標の実現にむけて取り組んでいる。特に、いじめについては、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるととらえ、全教職員が共通理解を図っている。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級主任、保健主事、いじめ対策主任、不登校対策主任、養護教諭、学年副主任、スクールカウンセラー、SSW等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや一日見守り日（毎月12日）、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・心配な生徒の行動について全職員が記録・閲覧できるように情報を共有化し、生徒指導部会で全学年の情報交換を行う。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりや学校ウェブサイト等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・ 生活アンケートや hyper-Q U（全学年）、個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・ 申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。
 - ・ ピア・サポート活動、構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、より良い対人関係づくりに努める。
- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
 - ・ 年度初めの学級活動で「いじめ追放宣言書」を作成し、教室に掲示する。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・ 外部講師による安全教室を実施し、携帯電話やインターネットを正しく使用するスキルを身につける。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ 生活アンケート、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期1回以上）や、一日見守り日の実施（月1回以上）を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 交通立ち番のPTA役員・委員など保護者から情報を得るように努める。
- オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・ 相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・ 県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員（中学校）の相談日を全家庭に紹介（配付）する。
 - ・ 電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。
 - ・ デジタル相談ポスト（いちみんな相談室）の利用を全家庭に紹介する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

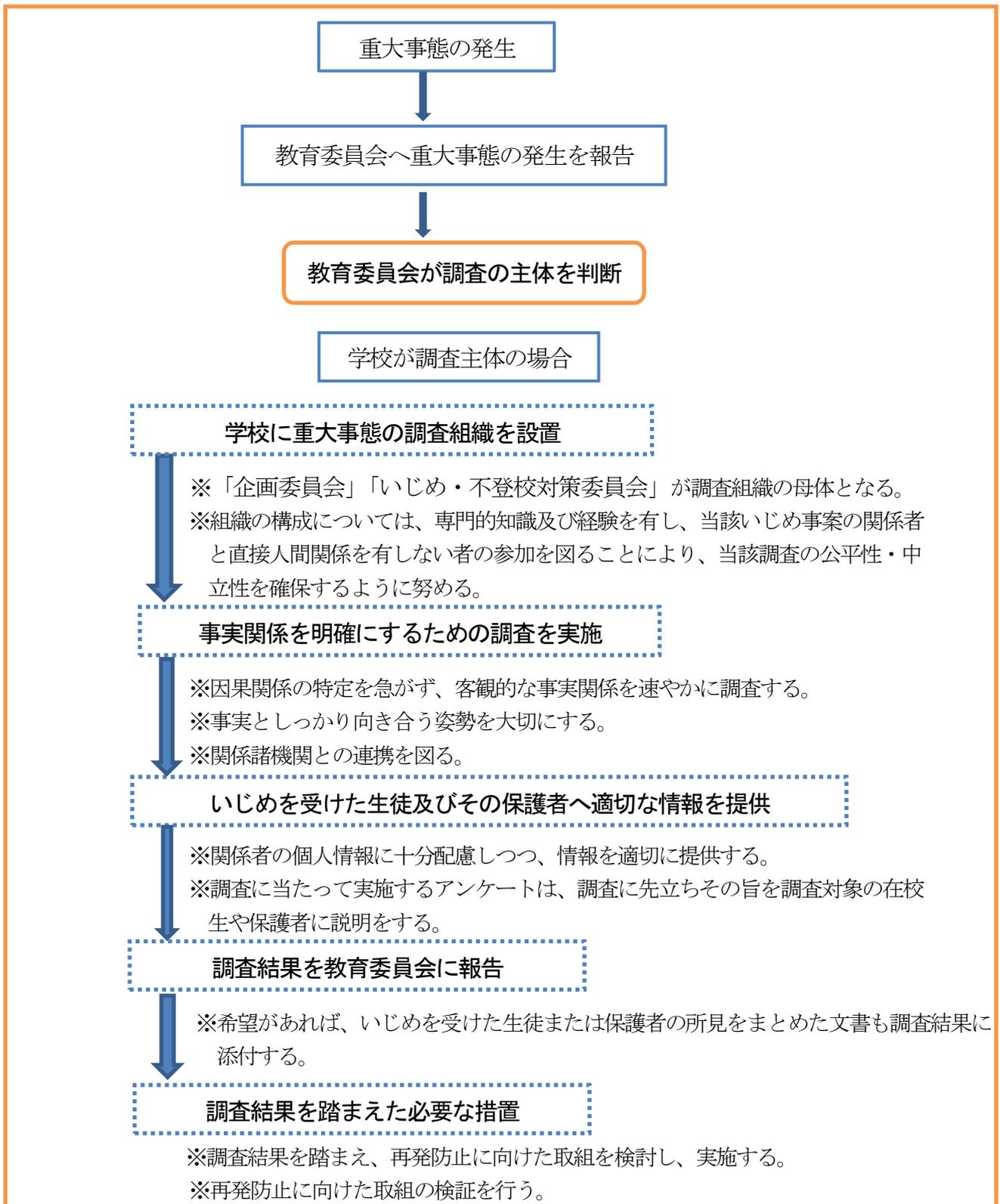
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<一宮市立丹陽中学校いじめ防止取組の年間計画>

令和6年4月4日

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○いじめ追放宣言書づくり ○情報モラル教育	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○生活アンケート	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	○現職教育 「普通救命救急」	○第1回 hyper-Q Uの実施（全学年） ○キャンプ（中2）	○生活アンケート	○学校運営協議会 全体会・役員会
6月	○相互参観授業 ○第1回 hyper-Q U結果の分析・情報交換	○校外学習（中1） ○修学旅行（中3）	○生活アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議会
7月	○現職教育 「いじめ・不登校事例研究会」 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○生活アンケート ○部活動ミーティング	○保護者会 ○校区街頭指導
8月	○中間評価→検証 ○現職教育			○校区街頭指導 ○資源回収
9月			○生活アンケート	○学校運営協議会 役員会
10月		○合唱コンクール ○福祉実践教室（中1） ○丹中クリーンアップ	○生活アンケート	○学校運営協議会
11月	○相互参観授業 ○現職教育 「いじめ・不登校事例研究会」	○体育祭 ○第2回 hyper-Q Uの実施（全学年） ○健全育成会講演会 ○マナー講座	○生活アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議会 ○入学説明会 （保護者対象）
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○第2回 hyper-Q U結果の分析・情報交換	○人権週間 ○赤い羽根募金活動 ○生徒のいじめ撲滅に向けた主体的な活動	○生活アンケート ○部活動ミーティング	○保護者会 ○保護者・地域による学校評価アンケート ○校区街頭指導 ○非行防止キャンペーン
1月			○生活アンケート	
2月	○自己評価 ○現職教育 「いじめ・不登校事例研究会」		○生活アンケート ○教育相談週間	○学校説明会（児童対象） ○学校運営協議会 ○学校運営協議会役員会
3月	○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○3年生を送る会	○生活アンケート	○校区街頭指導
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○あいさつ運動 ○一日見守り日 ○ピア・サポート活動	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活ノート（丹中ライフ）による生徒理解	○家庭の日 （第3日曜日） ○交通立ち番

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※今後、行事等の日程変更があった場合は、その都度取組時期を変更していく。

令和6年度 いじめ月例報告について

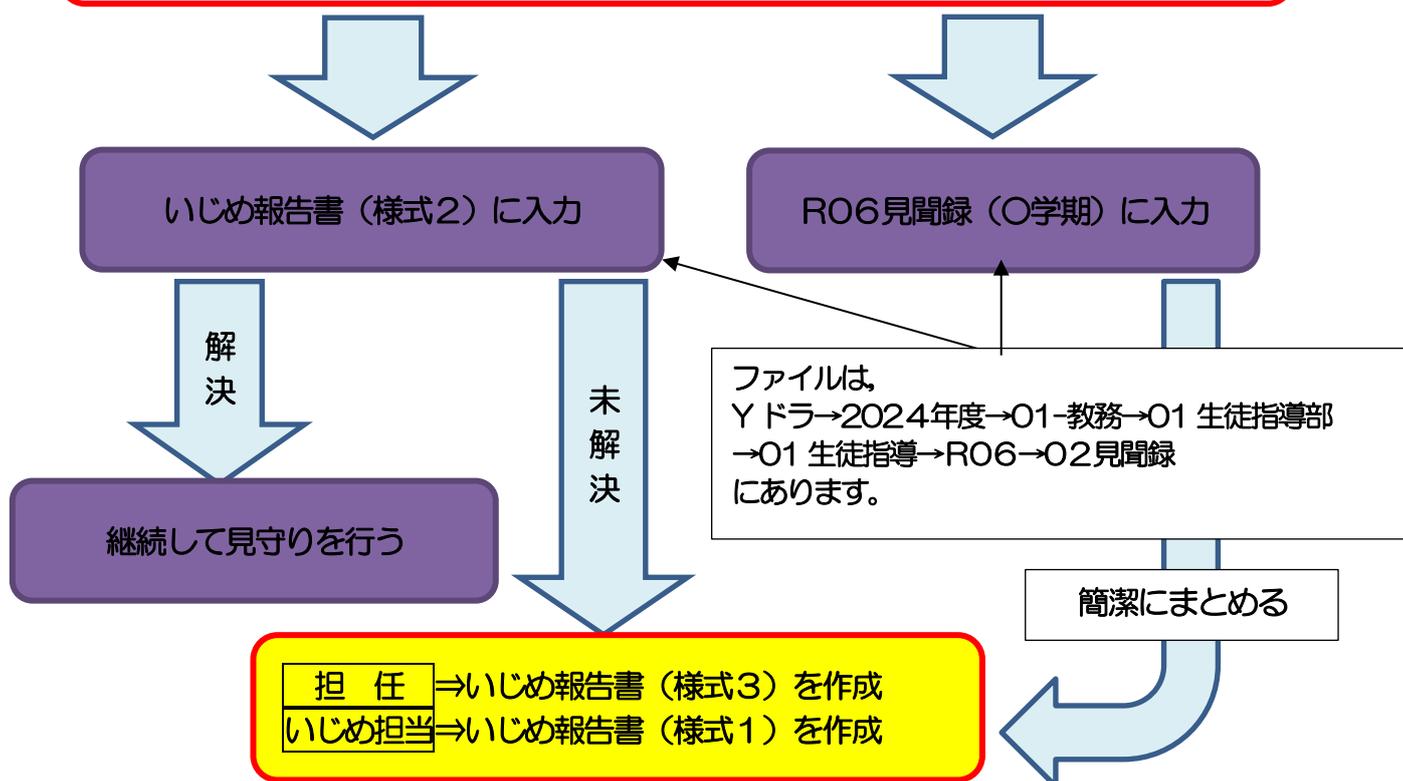
今年度も、いじめ月例報告に関して以下の三点を作成したいと思います。

様式1（いじめ対策主任が作成）

様式2（担任が入力）

様式3（担任が作成）

「生活アンケートや相談箱で把握したもの」「教職員が日常的に把握したもの」
「本人・保護者等からの訴えがあったもの」等



★同じ生徒でも、訴えた内容が異なる場合は、改めて様式2に入力することになります。

★様式2は、1年間1つのファイルに累積して入力していきます。つまり、年度ごとにファイルを更新します。なお、継続していじめ報告書（様式3）で報告している生徒は、含まれません。

どんな些細なこと（悪口、からかい、ちょっかい、いたずらなど）でも『いじめにつながる恐れ』がある事案については、**様式2**に記入するようにお願いします。

丹陽中学校は、みなさんが安心して生活・学習できる学校をめざしています。みなさんが思っていることや感じていることを知りたいと思っています。そこで、みなさんに次の質問に答えてほしいと思います。あなたの生活で、あてはまるものを選択し、具体的に書いてください。アンケートに書いたことについては、誰にも話しませんので、安心してください。

()年 ()組 ()番 氏名 ()

1. あなたは学級や学校で、嫌なことをされたり、嫌な思いをしたりしたことはありませんか。

- ①ある ②ない

①に○をつけた人は、それはどんなことやどんな時か、教えてください。

2. あなたは学級や学校で、嫌なことをされたり、嫌な思いをしたりしている人を見たことはありませんか。

- ①ある ②ない

①に○をつけた人は、その人がどんなときに嫌な思いをしていたか、教えてください。

3. その他、何か困っていることや悩んでいることがありますか？
あれば、該当するものに○をつけて、詳しく書いてください。

- ①ない ②勉強 ③友達 ③家族 ④部活 ⑤将来

4. あなたは学級や学校のことで悩みなどを相談できる人はだれですか？

- ①友達 ②家族 ③ () 先生 ④その他 () ⑤いない